

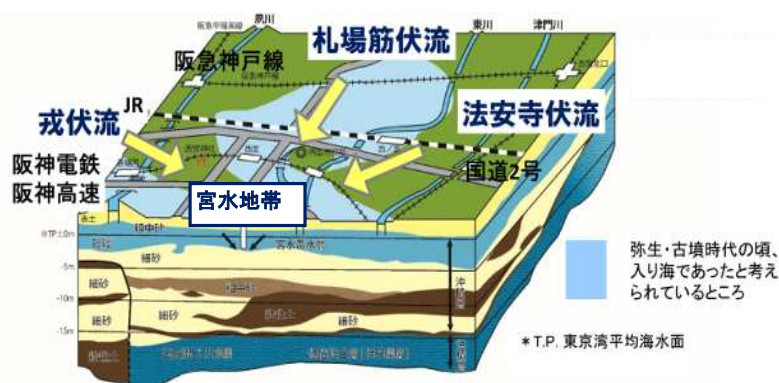
## 「（仮称）西宮市宮水保全条例」の制定について

西宮市 産業文化局 産業文化総括室 都市ブランド発信課

### 1. 宮水とは

宮水は灘五郷の酒造りにとっては欠かせない存在で、西宮のこの地でしか作られない宮水が、切れの良い辛口の灘の男酒を造りだしています。男酒を造る宮水は西宮固有の天然資源と言えます。

古代この地方の海岸線は、もっと入り込んでいましたが、もともと海だったこの地域に「北から流れる札場筋伏流、武庫川水系を源流に持つ東の法安寺伏流、六甲山方面から流れる西の戎伏流の3つの伏流水」（六甲山系の伏流水）が海岸であったトリ貝層を通過することで酒造りに適した水が湧きだし続けています。



### 2. 条例制定の背景

灘五郷が日本一の酒どころに発展する原動力となった名水「宮水」は酒造りに欠かすことのできない存在です。

その宮水を保全するため、西宮市では従来より、夙川から名神高速道路、阪急神戸線以南に囲まれたエリアで一定規模以上の事業（工事）を実施する際には、事業主に対し、灘五郷酒造組合と協議し、その結果を報告するよう「お願い」してきました。1998年（平成10年）以降の協議実績は、約380件を超えています。

しかし、近年は、「宮水」の存在を知らない事業主による開発が増加しており、協議を行わないケースも出てきています。

そこで、長年、根拠法令がないため「お願い」の形となっていた届出を、条例によって「義務化」することによって、宮水の存在を広く事業主に周知し、都市開発と地下環境保護の両立を実現させ、西宮の伝統産業である酒造りに欠かせない宮水の保全につなげていきます。

また、条例とは別にこれまでどおり任意で届出をお願いする地域を、国道171号・市道西第706号線以南、武庫川・旧枝川以西まで拡大します。

宮水保全対象区域図 （別紙参照）

指定区域	地図上の区域	開発事業着手前の届出
保全対象区域	実線で囲まれた区域	条例により義務化
調査対象区域	点線で囲まれた区域	任意

### 3. 条例の概要

目的	先人が大切に守ってきた、全国的にも貴重な地下水である宮水に影響を及ぼしうる事業（工事）の着手前に必要な手続を定めることにより、都市開発と地下環境保護の両立を実現させ、西宮の伝統産業である酒造りに欠かせない宮水を将来にわたり保全することを目的とします。
市の責務	市は、宮水保全の目的を達成するため、広報活動等を通じて事業者等への啓発に努めます。
事業者の責務	事業者は、この条例の目的を達成するため、この条例に定める手続を遵守しなければなりません。
対象区域の指定	市は、宮水の保全に影響があると認める地域を指定します。
対象となる工事	その敷地面積が500平方メートル以上の建築物の建築又はその土地の区域の面積が500平方メートル以上の宅地造成又はその住戸等の戸数の合計が10以上となる一つ又は複数の集合建築物の建築とします。 ただし、戸建て住宅や小規模な増築の場合を除きます。
届出及び協議	事業主は、宮水保全対象区域内で対象となる工事に該当するときは、市に届出を行い、市が指定する関係機関と協議しなければなりません。
届出及び協議をしない者に対する勧告	市は、市への届出及び市が指定する関係機関との協議を行わない事業者に対し、届出及び協議を行うよう勧告します。

\* 条例内容は、パブリックコメントの実施後に行う審査の過程において、その趣旨を改変しない範囲で表現の修正を行う場合があります。

### 4. 条例制定に向けた今後のスケジュール

- ・平成29年12月市議会定例会で条例案を上程 予定
- ・平成30年4月1日施行 予定





指定区域の名称	地図上の区域	協議・届出
①保全対象区域	実線で囲まれた区域	条例により義務化
②調査対象区域	点線で囲まれた区域	任意